

令和 8 年

第 3 回赤穂市教育委員会提出議案

(その 2)

日 時 令和 8 年 3 月 3 0 日 (月) 午後 2 時 0 0 分

場 所 赤穂市役所第 2 庁舎第 2 会議室

赤穂市教育委員会

令和8年第3回赤穂市教育委員会提出議案一覧表（その2）

第14号議案 担当参事、担当課長及び担当係長の分掌事務並びに職能を定める規程の一部を改正する規程の制定について

第14号議案

担当参事、担当課長及び担当係長の分掌事務並びに職能を定める規程の一部を改正する規程の制定について

担当参事、担当課長及び担当係長の分掌事務並びに職能を定める規程の一部を改正する規程を次のとおり制定したい。

令和8年3月30日提出

赤穂市教育長 尾上慶昌

記

担当参事、担当課長及び担当係長の分掌事務並びに職能を定める規程の一部を改正する規程

担当参事、担当課長及び担当係長の分掌事務並びに職能を定める規程（平成17年赤穂市教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

担当係長の分掌事務及び職能を定める規程

第1条中「担当参事、担当課長及び」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第2条を次のように改める。

（分掌事務及び職務）

第2条 担当係長は、当該職務の長の指揮のもとに次の表に掲げる分掌事務を掌理し、当該事務に係る職員を指揮監督する。

職	事務の内容
担当係長	小学校教育に係る分掌事務
	中学校教育に係る分掌事務
	人権教育に係る分掌事務
	青少年育成に係る分掌事務
	文化とみどり財団に係る分掌事務
	市史編さんに係る分掌事務

第3条中「担当参事、担当課長及び」を削る。

付 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。